

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 6 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局調査課

令和 7 年度健康保険被保険者実態調査の実施について

日頃、医療保険の運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 7 年 10 月 6 日付厚生労働省保険局長及び同調査課長名通知（以下、「実施通知」といいます。）にてお知らせしたところです。

令和 7 年度より、業態番号「43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業」、調査項目「短時間労働者の該当有無」を追加致しましたので、ご協力よろしくお願いいたします。

調査票等の作成に当たりましては、課長通知の別添としております「健康保険被保険者実態調査実施要領」（以下「実施要領」といいます。）をご参照いただくとともに、特に以下の点についてご留意くださいますようお願いいたします。

- 1 . 調査票等の提出方法は、原則として e-Gov を用いた電子申請とし、これが困難な場合は、磁気媒体を送付する方法とすること。e-Gov 又は磁気媒体のいずれの方法でも提出が困難な場合は、事前に厚生労働省保険局調査課まで相談すること。（実施要領 14 ページ参照）
- 2 . 今回調査より、実施通知を郵送ではなくメール送付で行うこととし、実施要領別紙 4 の抽出始発番号を組合一覧の形で記載している。各組合においては、自組合の始発番号を間違えないように十分注意すること。また、支部別に提出する組合においては、支部ごとに始発番号が異なる場合があるため、併せて注意すること。
- 3 . 調査票の作成に当たっては、「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」を利用すること（厚生労働省ホームページからダウンロードできる。）。これらのツールを利用して調査票ファイルを作成することで、被保険者証記号・番号が「事業所番号」「調査客体番号」に変換される。

なお、「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」のどちらか一方のみを利用すること。（実施要領 11 ページ参照）

4 . ツールは最新のバージョンを利用すること。

「調査票等作成支援システム」および「被保険者証記号・番号変換ツール」については、今年度バージョンの更新を行った。

5 . 提出するファイルは、添付書・調査票のみであり、「調査客体選定票」及び「被保険者証記号・番号対応リスト（ ）」の提出は不要であること。

「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」により作成される被保険者証記号・番号と事業所番号、調査客体番号の対応リスト

なお、「調査票等作成支援システム」により調査票を作成した場合、添付書・調査票のファイル名は「T_R07_XX_YYYYY_ZZ.csv」、被保険者証記号・番号対応リストのファイル名は「T_R07_XX_YYYYY_ZZ_○_○○○○○_○○○.csv」となる。（XX は都道府県番号、YYYYY は組合コード、ZZ は支部コード）

6 . 「被保険者証記号・番号対応リスト」は、疑義照会時に必要となるため、報告書が公表されるまでの概ね 1 年程度保管しておくこと。同一の添付書・調査票ファイルであっても、「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」でファイルの作成処理を行うたびに異なる番号が付与されるので、複数回ファイルの作成を行った場合は、最後に作成された「被保険者証記号・番号対応リスト」を保管すること。

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 6 日

全 国 健 康 保 険 協 会 御 中

厚生労働省保険局調査課

令和 7 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査の実施について

日頃、医療保険の運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび令和 7 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査を実施することとなりました。

令和 7 年度より、健康保険被保険者実態調査につき、調査項目「短時間労働者の該当有無」の追加、船員保険被保険者実態調査につき、従来の「1 被保険者」を「1 被保険者（短時間労働者を除く）」「4 被保険者（短時間労働者）」に変更、及び健康保険・船員保険被保険者実態調査につき、業態番号「43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業」の追加を行いましたので、ご留意下さいますようお願いいたします。

添付書または調査票の作成にあたりましては、課長通知の別添として同封しております「健康保険被保険者実態調査実施要領」及び「船員保険被保険者実態調査実施要領」を参照の上で、提出下さいますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 6 日

地方厚生（支）局保険主管課 御中

厚生労働省保険局調査課

令和 7 年度健康保険被保険者実態調査の調査用書類等の送付について

医療保険の運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび令和 7 年度健康保険被保険者実態調査を実施することとなりました。令和 7 年度より、当調査につき業態番号「43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業」及び、調査項目「短時間労働者の該当有無」を追加いたしましたのでご留意下さいますようお願いいたします。

本調査の実施にあたり、調査に必要な書類等を厚生労働省より各健康保険組合に対し直接送付しました。

各健康保険組合に送付した下記の資料を送付いたしますので、調査の問い合わせ等にご活用ください。

また、貴管轄の各健康保険組合の抽出始発番号を掲載した「健康保険組合抽出始発番号一覧」を合わせて送付いたします。

なお、各健康保険組合からの提出方法については原則電子申請となっております。提出に関する問い合わせの際にはご留意ください。

記

局長通知（保発 1 0 0 1 第 9 号）	1 部
課長通知（保調発 1 0 0 1 第 1 号）	1 部
事務連絡（令和 7 年 10 月 6 日付厚生労働省保険局調査課）	1 部

以上